

3 引っ越しシーズンの窓口対応時間を延長します

問 住民課(役場2階) ☎823-9205 FAX.823-9627

引っ越しが多い3月末から4月初めにかけて、住所変更に伴う手続きなどで住民課窓口が大変混み合います。毎月の第2土曜日・第4木曜日の臨時窓口に加えて、次の時間帯で住民課の窓口対応時間を延長します。

手続きに必要な書類などについては、事前に電話などで問い合わせてください。

●年度末・年度初めの開庁時間

月 日	通常営業・休日窓口	窓口延長
3月8日(土)	8時30分～17時15分	
3月27日(木)	8時30分～17時15分	17時15分～19時
3月28日(金)	8時30分～17時15分	17時15分～19時
3月29日(土)	閉庁	
3月30日(日)	8時30分～12時30分	
3月31日(月)	8時30分～17時15分	閉庁
4月1日(火)	8時30分～17時15分	17時15分～19時
4月2日(水)	8時30分～17時15分	17時15分～19時

●取扱業務

- ・住民異動(転入・転出・転居)届の受け付け
- ・各種証明書(住民票など)の発行
- ・印鑑登録の受け付け・印鑑登録証明書の発行
- ・マイナンバーカードの申請・交付
- ・旅券(パスポート)申請受け付け・交付(申請は町内者のみ)

●注意事項

- ・手続きの内容によっては、書類の預かりのみとなる場合や、再度来庁する必要がある場合もあります。また、住民異動に伴うその他の手続き(国民健康保険など)はできませんので注意してください。
- ・印鑑登録は、顔写真付き本人確認書類(運転免許証など)が持参できない場合、即日登録はできません。
- ・旅券の申請受け付けは町内者に限ります。

●場所 住民課(役場2階)

4 安芸消防署新庁舎整備に係る説明会のお知らせ

問 防災課(役場3階) ☎823-9208 FAX.823-7927

安芸消防署新庁舎整備事業(建設場所:旧海田町営プール跡地(海田中学校隣接地))について、令和6年7月に配置や規模などの概要(基本設計)に係る説明会を開催しました。

現在、新庁舎の建設に必要な詳細な設計(実施設計)を進めており、このたび、実施設計案を取りまとめましたので、町民の皆さんを対象とした説明会を開催します。

説明会開催概要

- 日時 3月25日(火) 19時から(1時間程度)
- 場所 役場1階 多目的室
- 対象 どなたでも ※申し込み不要。
- 内容 実施設計案について

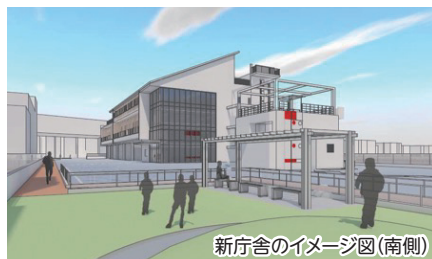
前回説明会の内容はこちら→



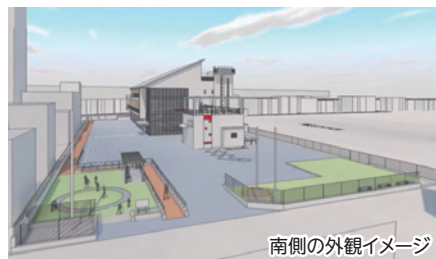
▲令和6年7月の説明会の様子



新庁舎のイメージ図(北側)



新庁舎のイメージ図(南側)



南側の外観イメージ

軽自動車税(種別割)減免制度の案内

問 税務課(役場2階) ☎823-9204 FAX.823-9627

海田町では障がいのある人が所有する軽自動車などについて、軽自動車税(種別割)の減免を行う制度を設けています。該当する場合は、令和7年度軽自動車税の納税通知書発送以降(5月発送予定)、納期限7日前までに、申請に必要なものを持参のうえ、税務課で申請をしてください。また、前年度に減免を受けている人には、4月に継続についての案内文を送付します。

① 障がいのある人が所有する軽自動車など

対象 障がい(下表を参照)のある人本人が所有者であるもの
※身体障がい者で年齢18歳未満、または知的・精神障がい者の人は、生計を一にする者が所有し、運転する場合も対象となります。

申請に必要なもの ●減免申請書(注) ●身体障害者等手帳
●自動車検査証の写し(原動機付自転車の場合は必要ありません)
●自動車検査証記録事項の写し(自動車検査証が電子検査証の場合)
●運転免許証の写し(運転者のもの)
●マイナンバー通知カード、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか(コピー可)で納税義務者のマイナンバーの確認ができるもの
※減免は自動車税、軽自動車税を通じて1台に限ります。

② 構造がもつぱら身体に障がいのある人の利用に
使われる軽自動車など

対象 車椅子に乗ったままの状態で使用する昇降装置もしくは固定装置を装着するなど特別の仕様により製造されたもの、または構造変更が加えられ、自動車検査証などでその確認ができるもの

の、または構造変更が加えられ、自動車検査証などでその確認ができるもの

申請に必要なもの ●減免申請書(注) ●自動車検査証の写し
●自動車検査証記録事項の写し(自動車検査証が電子検査証の場合)
●車両の車両番号・構造の分かる写真(自動車検査証により構造変更が確認できない場合)

【個人の場合】
●マイナンバー通知カード、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか(コピー可)で納税義務者のマイナンバーの確認ができるもの
●運転免許証など納税義務者の身元が確認できるもの

③ 公益のため直接専用するものと認められる軽自動車など

対象や申請に必要なものについては、海田町ホームページを確認してください。

(注) 減免申請書は役場に備え付けてあります。納税義務者のマイナンバーまたは法人番号の記載が必要です。

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害		2級および3級	
平衡機能障害		3級および5級	
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由		1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由		1級から6級までの各級(同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級)	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症(同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症から第3項症までの各項症)
体幹不自由		1級から3級までの各級および5級(同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級)	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症(同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症から第4項症までの各項症)
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	
	移動機能	1級から6級までの各級(同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級(1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く))	
心臓機能障害		1級、3級および4級 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級および3級)	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう機能障害			
直腸機能障害			
小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害		1級から4級までの各級(同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級)	特別項症から第3項症までの各項症
療育手帳…障害の程度の表示が㊦およびAであるもの 精神障害者保健福祉手帳…障害等級が1級であるもの			

※表中の同一生計者…当該障がいのある人と生計を一にする者のこと。